

事件番号 令和4年度厚審第3号
諮問番号 令和5年度諮問第1号

答申番号 令和5年度答申第2号
答申日 令和5年12月26日

答 申 書

(審査庁) 厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市行政不服審査会

第1 審査会の結論

処分庁厚木市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に行った令和4年12月12日付け厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年厚木市条例第23号、以下「助成条例」という。）第3条第3項及び厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成4年規則第1号、以下「規則」という。）第16条に基づく厚木市ひとり親医療費助成に係る受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）については、理由の付記について瑕疵があるため、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項及び第2項第2号に基づき、本件処分を取り消し、処分庁は再度処分をすべきである。

第2 事案の概要

本件は、厚木市ひとり親家庭等の医療費助成（以下「本助成」という。）の受給資格を有していた審査請求人に対し、処分庁が行った助成条例第3条第3項及び規則第16条に基づく本件処分について、審査請求人が、本件処分の要件該当性判断には不備がある等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 本助成の受給資格者

助成条例に基づく本助成の受給資格者は、助成条例第3条において、市内に住所を有するひとり親家庭の父母等であって、同条第2項及び第3項の各号のいずれかに該当する者を除くとされている。

助成条例第3条第3項第1号において、本助成から除外する者として、「第1項の要件に該当する者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。」と規定している。

これを受けて、本助成の所得制限額は、規則第7条第1項及び別表第2において、「1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（前々年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円

を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）があるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額」とされている。

また、申請者の所得の額の計算方法については、道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額その他の収入金額（養育費の100分の80に相当する金額を含む。）の合計額から8万円を控除し、道府県民税の計算により控除を受けた医療費控除額を控除した金額とされている（規則第9条第2項及び第3項第1号）。

(2) 資格消滅処分

本助成を受けようとする者は、市長に申請をし（助成条例第4条）、市長は、本助成対象者の当否を審査し、助成対象者と決定した場合は、本助成を受ける資格を証する医療証の交付をすることとされている（規則第10条第3項）。医療証の有効期限は毎年12月31日までであり、1月1日に更新する（規則第11条）。

また、申請をした者は、申請した事項に変更が生じたときは、市長に届けなければならないものとされ（助成条例第7条第1項）、当該届は、毎年11月に現況届に前年の所得を証する書類を添えて行うものとされている（規則第15条第2項）。

市長は、本助成対象者が本助成要件に該当しなくなったと認めたときは、資格消滅通知書により助成対象者であったものに通知するものとされている（規則第16条）。

2 本件処分内容及び理由

平成29年に本助成に係る医療証の交付を受けていた審査請求人が、令和5年12月31日までの医療証の更新のため、処分庁に対して現況届を提出したので、処分庁は、令和5年分の本助成要件を次のとおり確認し、本助成要件に該当しなかったため、審査請求人に対し、資格消滅通知書により通知をした。

- (1) 審査請求人における前々年（令和3年）における所得税法に規定する扶養親族の数は、2人（そのうち1人は、特定扶養親族）であること。
- (2) 前々年（令和3年）の養育費は0円であること。
- (3) 本助成の対象除外となる所得制限額は、審査請求人については2,830,000円（規則別表第2に基づき、1,920,000円に、扶養親族1人当たりの加算額380,000円に2人分である2を乗じた額である760,000円及び特定扶養親族1人当たりに加算額である150,000円を加算した金額）であること。
- (4) 審査請求人の前々年（令和3年）の所得の額は、4,120,591円（規則第9条第2項及び第3項第1号に基づき、道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額その他の収入金額の合計額である4,805,631円から8万円を控除し、医療費控除額605,040円を差し引いた額）であること。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和4年12月16日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、同月12日付けで処分庁が行った本件処分に対する審査請求を行った。

同年12月26日、審理員が指定された。

令和5年1月31日、処分庁から弁明書及び書類が提出された。

同年2月6日、審理員から審査請求人に対し、同年3月6日までに反論書及び収入に関する書類の提出を求めた。

同年3月9日、審理員から審査請求人に対し、同月23日までに同年2月6日

付けで提出を求めた収入に関する書類の提出を再度求めた。同時に、口頭意見陳述の申立ての告知を行った。

同年3月31日、審査請求人から、反論書及び収入に関する書類の提出がなく、また、口頭意見陳述の申立てもなかったことを踏まえ、審理手続を終了した。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審査関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるといふものである。

ア 令和3年の所得は、不動産売却による一時所得であり、事業所得は、マイナスとなっている。

イ 令和4年1月以降、事業を休業しており、所得がない。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、条例及び規則に基づき所得の額を算出し、所得制限額をもって本助成の可否を決定している。

個別事情による特例としては、助成条例第3条第4項及び規則第8条において、災害により損害を受けた者に係る所得の取り扱いについて定めており、審査請求人が主張する一時的な所得の増加を理由とする個別事情については、その適用対象ではない。

2 審理段階における論点整理

(1) 審査請求人の主張に係る事実の認定

審査請求人の主張の前提として、処分庁が本助成対象の確認をした審査請求人の令和3年の所得が、審査請求人の主張するように、不動産売却による一時所得なのか、令和3年の事業所得はマイナスなのか、及び令和4年1月以降は所得がないのかが問題となる。

(2) 所得算定に係る一時所得と事業所得の取扱い

審査請求人の第4・1・(1)・アの主張の趣旨が必ずしも明らかではないが、譲渡所得と事業所得は損益通算すべきであるが、処分庁の計算では損益通算していないので不当である、又は一時所得は所得計算に算入すべきではない、のいずれかの趣旨として以下扱う。

したがって、所得の計算に当たっては、譲渡所得と事業所得を損益通算すべきか否か、又は一時所得は参入すべきか否かが問題となる。

(3) 前年（令和4年）以降に所得がない場合の取扱い

前々年には所得（特に一時所得）があったが、前年（令和4年）以降所得がない場合に、本助成の対象として考慮すべきか否かが問題となる。

3 審理員意見の理由

(1) 審査請求人の主張に係る事実の認定について

審査請求人は、処分庁が本助成対象の確認をした審査請求人の令和3年の所得が、不動産売却による一時所得である、令和3年の事業所得はマイナスである、令和4年1月以降は所得がないなどとして、本件処分が違法であると主張する。

そこで、まず、審査請求人の主張に係る事実が認められるかが問題となる。この点については、審査請求書及び添付資料では、その主張に係る事実を

認めるに足りる証拠及び事情が認められなかった。そのため、第3・3記載のとおり、令和5年2月6日、審理員から審査請求人に対し、同年3月6日までに主張する事実を裏付ける書類の提出を求めた。しかし、同日までに提出がなかったため、同月9日、審理員から審査請求人に対し、同月23日までに同年2月6日付けで提出を求めた収入に関する書類の提出を再度求めた。しかし、当該書類の提出はなかった。

このように、審査請求人に対して主張する事実の裏付けとなる書類の提出を求めたものの、審査請求人からは書類の提出がなく、その他に審査請求人の主張する事実を認めるに足りる書類も存在しないので、審査請求人が主張する上記事実は認めることができない。

(2) その他の論点について

その他の論点に関する審査請求人の主張については、前提とする審査請求人が主張する事実が上記のとおり認められないので、各論点について判断するまでもなく、審査請求人の主張は認められない。

(3) 認定した事実に基づく本件処分の条例適合性

ア 認定した事実

事実関係については、主に処分庁から主張があり（弁明書）、それに対して審査請求人からの反論がないこと、及び処分庁が提出した審査請求人の収入に関する書類を踏まえて、以下の事実を認めることができる。

(ア) 審査請求人は、平成29年から本助成に係る医療証の交付を受けていたこと。

(イ) 審査請求人は、令和5年12月31日までの医療証の更新のため、処分庁に対して令和4年8月3日付けで現況届を提出したこと。

(ウ) 審査請求人における前々年（令和3年）における所得税法に規定する扶養親族の数は、2人（そのうち1人は、特定扶養親族）であること。

(エ) 前々年（令和3年）の養育費は0円であること。

(オ) 審査請求人の前々年（令和3年）の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額その他の収入金額の合計額は4,805,631円、医療費控除額は605,040円であること。

(カ) 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年12月12日付けで資格消滅通知書を通じたこと。

イ 本件処分の条例適合性

以上の認定事実を前提とすると、本助成の要件の適用関係は、処分庁が判断した第3・2記載のとおりとなり、審査請求人は、令和5年における本助成の対象要件を満たさない。

したがって、処分庁が審査請求人に本件処分をしたことについては、条例及び規則の適用関係に関して、違法又は不当はない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

第4・1・(1)のとおりである。

2 処分庁の主張の要旨

第4・1・(2)のとおりである。

第6 論点整理

第4・2のとおりである。

第7 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 平成29年から本助成に係る医療証の交付を受けている審査請求人が、令和5年12月31日までの医療証の更新のため、令和4年8月3日付けで処分庁に対し、厚木市ひとり親家庭等医療費助成制度に係る現況届を提出した。
- (2) 処分庁は令和5年分の本助成要件に該当しなかったため、令和4年12月12日付けで審査請求人に対し、資格消滅理由を「所得超過」とした「資格消滅通知書」と題する文書を郵送し、審査請求人は受領した。

2 論点に対する判断

(1) 本件処分の条例適合性について

第4・3・(3)・イのとおり、条例の適用関係に関しては、違法又は不当はない。

(2) 審査請求人の主張に係る事実の認定について

第4・3・(1)のとおり審査請求人の主張する事実を認めるに足りる書類が存在しないので、審査請求人の主張する事実を認めることができない。

第8 まとめ

以上の点から、本件処分の条例の適用関係に関しては、違法又は不当な点はないと認めることができる。

ただし、理由の提示については、厚木市行政手続条例（平成9年厚木市条例第12号）第14条第1項では、「市長等は、不利益処分をする場合には、その理由を名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」としている。これは、事由の有無について行政庁の判断の慎重と公正・妥当を担保して恣意を抑制するとともに、不利益処分の理由を名宛人に明らかにすることによって透明性の向上を図り不服申立てに便宜を図る趣旨に出たものと解される。

本件処分は、理由として「所得超過」と示すのみで、名宛人が、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がされたのか、記載自体から了知されるものとなっておらず、「処分理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのか、付記された理由の記載自体から名宛人が了知しうるものでなければならず、根拠規定を示すだけでは原則として十分でない」とする判例（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決）に照らして十分ではない。

以上により本件処分については不利益処分の理由の付記について瑕疵があるため、審査請求人に対し、行政不服審査法第46条第1項及び第2項第2号に基づき、本件処分を取り消し、処分庁は再度処分をすべきである。

第9 付言

今後は、市においては、法令等に基づき、特定の者を名宛人として権利を制限する不利益処分における理由の提示について、個別法・条例ごとに担当各課等で再検討する必要がある。不利益処分を行う場合には、処分基準等を公にしていたとしても、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのか、名宛人が記載自体から了知できることを旨として、処分通知書

等を作成することが望まれる。

厚木市行政不服審査会

会長 内藤 悟

委員 小島 利忠

委員 佐藤 光輝